

新	旧
<p style="text-align: center;">私立高等学校設置等認可審査基準</p> <p>知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による私立高等学校（以下「高等学校」という。）の設置及び課程若しくは学科の設置並びに収容定員の変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。</p> <p>第1 基本方針          高等学校の設置、課程の設置並びに課程の収容定員の増加を伴う学科の設置及び収容定員変更（以下「高等学校の設置等」という。）の認可については、15歳人口の動向や教育の多様化、規制緩和等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、学校の公共性及び永続性の視点をも考慮したうえで、次のいずれにも該当する場合は、第2以下の基準により審査するものとする。          ア 独自の教育理念に基づき、特色ある教育を行うものであること。          イ 学校法人の経営基盤の安定性が確保されるものであること。</p> <p>第2 高等学校の設置を認可する場合          1 名称について          高等学校の名称は、高等学校として適切であり、かつ、県内の既設の高等学校等の名称と紛らわしくないものであること。          2 立地条件について          (1) 高等学校を設置する地域の実情及び周囲の環境については、別記第1により審査すること。          (2) 高等学校の設置に当たっては、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等の土地の利用規制に関する法令等の規定及び地方公共団体の定める関係要綱等を遵守するものであること。          3 学級編制について          1 学級の生徒数は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号。以下「設置基準」という。）の規定によること。          4 教職員について          (1) 高等学校の教職員の数は、設置基準の規定によること。          (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を各1名以上置くものとするこ</p>	<p style="text-align: center;">私立高等学校設置等認可審査基準</p> <p>知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による私立高等学校（以下「高等学校」という。）の設置及び課程若しくは学科の設置並びに収容定員の変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。</p> <p>第1 基本方針          高等学校の設置、課程の設置並びに課程の収容定員の増加を伴う学科の設置及び収容定員変更（以下「高等学校の設置等」という。）の認可については、15歳人口の動向や教育の多様化、規制緩和等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、学校の公共性及び永続性の視点をも考慮したうえで、次のいずれにも該当する場合は、第2以下の基準により審査するものとする。          ア 独自の教育理念に基づき、特色ある教育を行うものであること。          イ 学校法人の経営基盤の安定性が確保されるものであること。</p> <p>第2 高等学校の設置を認可する場合          1 名称について          高等学校の名称は、高等学校として適切であり、かつ、県内の既設の高等学校等の名称と紛らわしくないものであること。          2 立地条件について          (1) 高等学校を設置する地域の実情及び周囲の環境については、別記第1により審査すること。          (2) 高等学校の設置に当たっては、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等の土地の利用規制に関する法令等の規定及び地方公共団体の定める関係要綱等を遵守するものであること。          3 学級編制について          1 学級の生徒数は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号。以下「設置基準」という。）の規定によること。          4 教職員について          (1) 高等学校の教職員の数は、設置基準の規定によること。          (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を各1名以上置くものとするこ</p>

と。

5 校地及び運動場について

- (1) 校地及び運動場の面積は、設置基準に定める基準面積以上であること。
- (2) 校地及び運動場は、同一の敷地内にあること又は隣接していること。
- (3) 運動場面積は、フィールド、トラック、各種コート等として利用可能な部分の面積で算定すること。

6 校舎について

- (1) 校舎の面積は、設置基準に定める基準面積以上であること。
- (2) 校舎には、少なくとも設置基準に定める施設を備えること。

**(3) 校舎の構造等は、建築基準法その他の法令等、地方公共団体の定める関係要綱等を遵守すること。**

7 設備について

高等学校には、教職員数及び生徒数等に応じて必要な校具、教具等の設備を備えること。

8 施設及び設備の共用について

- (1) 他の学校の校地、校舎等 (以下「施設」という。) 又は設備を共用することは認めないこと。
- (2) (1) にかかわらず、共用することについて教育上の支障がないと認められる場合は、同一学校法人の設置する他の学校(幼稚園を除く。)の施設又は設備を共用することができること。

9 施設及び設備の所有について

施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、この限りでないこと。

ア **施設の場合**

**当該予定地への学校の設置が当該予定地の地方公共団体の教育振興上必要不可欠である等の場合であって、次のいずれかに該当する場合。**

- (ア) 申請者が所有する施設(現物により寄附を受ける施設を含む。)**  
**について、負担付きであるものの、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められる場合。**
- (イ) 長期にわたり使用できる保証がある借用(負担付きのものを含む。)** である場合。

**(ウ) 高等学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実と認められる**

と。

5 校地及び運動場について

- (1) 校地及び運動場の面積は、設置基準に定める基準面積以上であること。
- (2) 校地及び運動場は、同一の敷地内にあること又は隣接していること。
- (3) 運動場面積は、フィールド、トラック、各種コート等として利用可能な部分の面積で算定すること。

6 校舎について

- (1) 校舎の面積は、設置基準に定める基準面積以上であること。
- (2) 校舎には、少なくとも設置基準に定める施設を備えること。

7 設備について

高等学校には、教職員数及び生徒数等に応じて必要な校具、教具等の設備を備えること。

8 施設及び設備の共用について

- (1) 他の学校の校地、校舎等 の施設 又は設備を共用することは認めないこと。
- (2) (1) にかかわらず、共用することについて教育上の支障がないと認められる場合は、同一学校法人の設置する他の学校(幼稚園を除く。)の施設又は設備を共用することができること。

9 施設及び設備の所有について

施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、この限りでないこと。

ア **施設にあつては、当該予定地への学校の設置が当該予定地の地方公共団体の教育振興上必要不可欠である等の場合であつて、当該予定地の所有者が国又は地方公共団体であり、かつ、所有権を移転することが困難であるとき。**

場合に限り、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。

イ 設備の場合

製品の改良が著しい電子計算機等、借用することが合理的であると認められる設備を借用するとき。

10 施設及び設備の整備について

- (1) 設置しようとする高等学校の施設及び設備は、開設時期までに教育上支障のないように整備されるものであること。
- (2) (1) にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合には、校舎及び設備について、3年を限度として年次計画により整備することを認めることができること。
- (3) (2) の年次計画による整備の割合は、別記第2のとおりとすること。

11 事業計画及び収支予算について

- (1) 事業計画は、高等学校として適切な計画が定められていること。
- (2) **事業活動収支予算**は、確実な計画に基づく収入及び高等学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

12 通信制課程について

- (1) 通信制課程の設置については、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）に規定するもののほか、学校教育法第45条第3項に規定する広域の通信制の課程にあっては、県域外においても特段の支障が生じないことが明らかであること。
- (2) 3、4の(1)及び5から8までは、通信制課程については適用しないこと。

13 設置経費について

- (1) 新たに学校法人を設立して高等学校を設置する場合における当該高等学校の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、その全額の財源が寄附金をもって充てられており、設置認可申請時までに当該寄附金の全額が収納され、かつ、当該申請時において収納された寄附金（当該申請時までに設置経費として支出された場合にあっては、当該支出された額を除く。）が保有されていること。ただし、適正な償還計画が樹立されている場合 であって、次のいずれかの場合に該当するときは、設置経費の3分の1以内の金額は \_\_\_\_\_ 借入金を財源に充てることができること。

**ア 政府系金融機関若しくはこれに準ずる金融機関又は国若しくは地**

イ 設備にあっては、製品の改良が著しい電子計算機等、借用することが合理的であると認められる設備を借用するとき。

10 施設及び設備の整備について

- (1) 設置しようとする高等学校の施設及び設備は、開設時期までに教育上支障のないように整備されるものであること。
- (2) (1) にかかわらず、教育上支障がないと認められる場合には、校舎及び設備について、3年を限度として年次計画により整備することを認めることができること。
- (3) (2) の年次計画による整備の割合は、別記第2のとおりとすること。

11 事業計画及び収支予算について

- (1) 事業計画は、高等学校として適切な計画が定められていること。
- (2) **消費 収支予算**は、確実な計画に基づく収入及び高等学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

12 通信制課程について

- (1) 通信制課程の設置については、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）に規定するもののほか、学校教育法第45条第3項に規定する広域の通信制の課程にあっては、県域外においても特段の支障が生じないことが明らかであること。
- (2) 3、4の(1)及び5から8までは、通信制課程については適用しないこと。

13 設置経費について

- (1) 新たに学校法人を設立して高等学校を設置する場合における当該高等学校の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、その全額の財源が寄附金をもって充てられており、設置認可申請時までに当該寄附金の全額が収納され、かつ、当該申請時において収納された寄附金（当該申請時までに設置経費として支出された場合にあっては、当該支出された額を除く。）が保有されていること。ただし、適正な償還計画が樹立されている場合 \_\_\_\_\_ は、設置経費の3分の1以内の金額は **政府系金融機関からの借入金**を財源に充てることができること。

**方公共団体による制度金融等（以下「政府系金融機関等」という。）から借入をする場合**

**イ 民間の預貯金取扱金融機関から借入する場合**

**ウ 新たに設立される学校法人と実質的に不可分一体又はこれに類する組織形態とみなせる法人から政府系金融機関等よりも有利な条件で借入する場合**

(2) 既設の学校法人（以下「既設法人」という。）の場合にあっては、設置経費の財源として、寄附金、積立金、資産売却収入その他の設置者の負債とならない収入が充てられており、設置認可申請時までにこれらの全額が収納され、かつ、当該申請時において収納された全額（当該申請時までに設置経費として支出された場合にあっては、当該支出された額を除く。）が保有されていること。ただし、財務状況が良好と認められ、かつ、適正な償還計画が樹立されている学校法人については、設置経費の3分の1以内の金額は\_\_\_\_\_借入金を財源に充てることができること。**なお、借入先等については、(1)アからウの規定を準用する。**

(3) 設置経費の財源として、設置者の設置している他の学校（以下「既設校」という。）の生徒等納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒等納付金総額の15パーセント以内の金額に限るものとする。

(4) 入学を条件とする寄附金、当該高等学校の施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金、寄附能力のない者の寄附金等の設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

**14 経常経費について**

(1) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(2) 完成年度までの各年度の経常経費の財源に、原則として借入金を充てるものではないこと。

**15 総負債比率について**

既設法人の場合における設置者の資産状況については、総資産額に対する総負債額（前受金を除く。）の割合が30パーセント以下であり、適正と認められるものであること。

**16 既設校の要件について**

既設法人の場合にあっては、既設校が次の要件を満たすものであること

(2) 既設の学校法人（以下「既設法人」という。）の場合にあっては、設置経費の財源として、寄附金、積立金、資産売却収入その他の設置者の負債とならない収入が充てられており、設置認可申請時までにこれらの全額が収納され、かつ、当該申請時において収納された全額（当該申請時までに設置経費として支出された場合にあっては、当該支出された額を除く。）が保有されていること。ただし、財務状況が良好と認められ、かつ、適正な償還計画が樹立されている学校法人については、設置経費の3分の1以内の金額は金融機関からの借入金を財源に充てることができること。

(3) 設置経費の財源として、設置者の設置している他の学校（以下「既設校」という。）の生徒等納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒等納付金総額の15パーセント以内の金額に限るものとする。

(4) 入学を条件とする寄附金、当該高等学校の施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金、寄附能力のない者の寄附金等の設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

**14 経常経費について**

(1) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

(2) 完成年度までの各年度の経常経費の財源に、原則として借入金を充てるものではないこと。

**15 総負債比率について**

既設法人の場合における設置者の資産状況については、総資産額に対する総負債額（前受金を除く。）の割合が30パーセント以下であり、適正と認められるものであること。

**16 既設校の要件について**

既設法人の場合にあっては、既設校が次の要件を満たすものであること

と。

- ア 既設校の施設及び設備等が、この基準又は学校の種別に応じ別に定める設置認可審査基準等に適合していること。
- イ 既設校の在籍生徒等数が、その収容定員を著しく超過し、又はその収容定員を著しく下回っていないこと。
- ウ 完成年度に至っていない既設校がある場合には、当該既設校の設置認可の際の整備計画が確実に履行されていること。
- エ 既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

### 第3 高等学校の課程若しくは学科の設置又は収容定員の変更を認可する場合

#### 1 高等学校の設置を認可する場合の基準の準用について

- (1) 課程の設置に係る認可の審査については、第2(13の(1))を除く。)を準用すること。
- (2) 学科の設置又は収容定員変更に係る認可の審査については、第2(13の(1))及び14の(1))を除く。)を準用すること。

#### 2 学科の設置及び収容定員の変更認可の審査の特例について

審査基準施行の際に設置されている高等学校における学科の設置又は学科の収容定員変更の認可の審査については、課程の収容定員の増加を伴わない場合に限り第2によらないことができること。

#### 3 廃止を前提とする学科の特例について

廃止を前提として募集を停止し、又は停止しようとしている学科がある場合には、当該学科の募集停止前の収容定員に相当する数の範囲内で、新たに設置する学科の収容定員を定め、若しくは既設の学科の収容定員を増加し、又はこれらのいずれをも行うことができること。

### 第4 関係機関等の意見聴取

知事は、必要に応じ、次の関係機関等の意見を聴くとともに、現地調査を実施するものとする。

- ア 県教育委員会
- イ 関係市町村長又は教育委員会
- ウ 県私立中学高等学校協会

#### 附 則

- 1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。

と。

- ア 既設校の施設及び設備等が、この基準又は学校の種別に応じ別に定める設置認可審査基準等に適合していること。
- イ 既設校の在籍生徒等数が、その収容定員を著しく超過し、又はその収容定員を著しく下回っていないこと。
- ウ 完成年度に至っていない既設校がある場合には、当該既設校の設置認可の際の整備計画が確実に履行されていること。
- エ 既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

### 第3 高等学校の課程若しくは学科の設置又は収容定員の変更を認可する場合

#### 1 高等学校の設置を認可する場合の基準の準用について

- (1) 課程の設置に係る認可の審査については、第2(13の(1))を除く。)を準用すること。
- (2) 学科の設置又は収容定員変更に係る認可の審査については、第2(13の(1))及び14の(1))を除く。)を準用すること。

#### 2 学科の設置及び収容定員の変更認可の審査の特例について

審査基準施行の際に設置されている高等学校における学科の設置又は学科の収容定員変更の認可の審査については、課程の収容定員の増加を伴わない場合に限り第2によらないことができること。

#### 3 廃止を前提とする学科の特例について

廃止を前提として募集を停止し、又は停止しようとしている学科がある場合には、当該学科の募集停止前の収容定員に相当する数の範囲内で、新たに設置する学科の収容定員を定め、若しくは既設の学科の収容定員を増加し、又はこれらのいずれをも行うことができること。

### 第4 関係機関等の意見聴取

知事は、必要に応じ、次の関係機関等の意見を聴くとともに、現地調査を実施するものとする。

- ア 県教育委員会
- イ 関係市町村長又は教育委員会
- ウ 県私立中学高等学校協会

#### 附 則

- 1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。

2 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は課程若しくは学科の設置若しくは収容定員の変更の認可が申請されている場合における審査の基準については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成17年3月3日から施行する。

**附 則**

**この基準は、平成29年3月28日から施行する。**

2 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は課程若しくは学科の設置若しくは収容定員の変更の認可が申請されている場合における審査の基準については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成17年3月3日から施行する。

---

別記第1（第2の2関係）

- 1 高等学校を設置する地域の実情について
  - (1) 学校の収容定員を充足する生徒等人口があり、将来にわたり健全な学校運営が見込まれるものであること。
  - (2) 当該地域の交通機関等の状況について、学校設置に支障を及ぼす事情がない地域であること。
- 2 高等学校を設置する周囲の環境について
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）等の清浄な風俗環境及び公衆衛生の保持に関する法令等の規定の趣旨に適合する環境であること。
  - (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、電気等の危険物による災害又は洪水、がけ崩れ等による災害の発生するおそれのない環境であること。
  - (3) 騒音、ばい煙等により生徒等の健康又は教育活動に支障を生じるおそれのない環境であること。
  - (4) その他学校教育に支障を及ぼすことのない環境であること。

別記第2（第2の10関係）

	全体に対する割合
開設時まで	60%以上
第1年次中	80%以上
第2年次中	100%

別記第1（第2の2関係）

- 1 高等学校を設置する地域の実情について
  - (1) 学校の収容定員を充足する生徒等人口があり、将来にわたり健全な学校運営が見込まれるものであること。
  - (2) 当該地域の交通機関等の状況について、学校設置に支障を及ぼす事情がない地域であること。
- 2 高等学校を設置する周囲の環境について
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）等の清浄な風俗環境及び公衆衛生の保持に関する法令等の規定の趣旨に適合する環境であること。
  - (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、電気等の危険物による災害又は洪水、がけ崩れ等による災害の発生するおそれのない環境であること。
  - (3) 騒音、ばい煙等により生徒等の健康又は教育活動に支障を生じるおそれのない環境であること。
  - (4) その他学校教育に支障を及ぼすことのない環境であること。

別記第2（第2の10関係）

	全体に対する割合
開設時まで	60%以上
第1年次中	80%以上
第2年次中	100%